

宮本武蔵の待遇

吉村豊雄

宮本武蔵の人物像は、吉川英治氏の小説の影響もあり、ある種のイメージができ上がっているが、彼の六二年の生涯は謎にみちている。極論すれば五七歳で肥後熊本にあらわれるまで、彼の行跡は空白に近い。

その武蔵は、肥後熊本藩主細川忠利から寛永十七年（1640年）八月十二日付で七人扶持・合力米一八石を給されている（写真1）。ついで忠利は同年十二月五日付で米三〇〇石を与えている（写真2）。現米三〇〇石は、知行（土地）表示すれば知行高（撫高）七五〇石に相当する。上級家臣に近い待遇である。

従来、2度にわたる米支給は、1度目が武蔵を遇するには余りに小額であったため、改めて応分の米を支給し武蔵を丁重に待遇したというような受取り方をされている。つまり、武蔵の伝記『二天記』が記すように、武蔵は細川家に「客分」として招かれたと解する方向で二度にわたる米支給を解

釈しているが、実情は違うし、そう単純ではない。そもそも二回の米支給は性格を異にする。

写真1は、藩政中枢の奉行が藩主の命令を書き留めた『奉書』寛永十七年八月十三日条である。写真の右半分は武蔵に対し七人扶持・合力米一八石を給する旨を記した、いわば武蔵に対する辞令であり、原文書では写真2のように、藩主忠利の印判（御印）がされていたはずである。写真1の原文書が失われ、写し（写真1）のみが存在するところに、武蔵処遇の複雑な事情をうかがい得る。写真1の『奉書』によると、武蔵の給分に関する藩主辞令は、首席家老松井興長が藩主側近の財務担当阿部主殿を介して申請し、発給されているが、発給に際して忠利は、松井興長に対し「この御印（辞令）を武蔵に見せるな、扶持方・合力米の支給方式だけをよく納得させよ」と命じている。松井は藩主の意向を武蔵に伝えている。藩

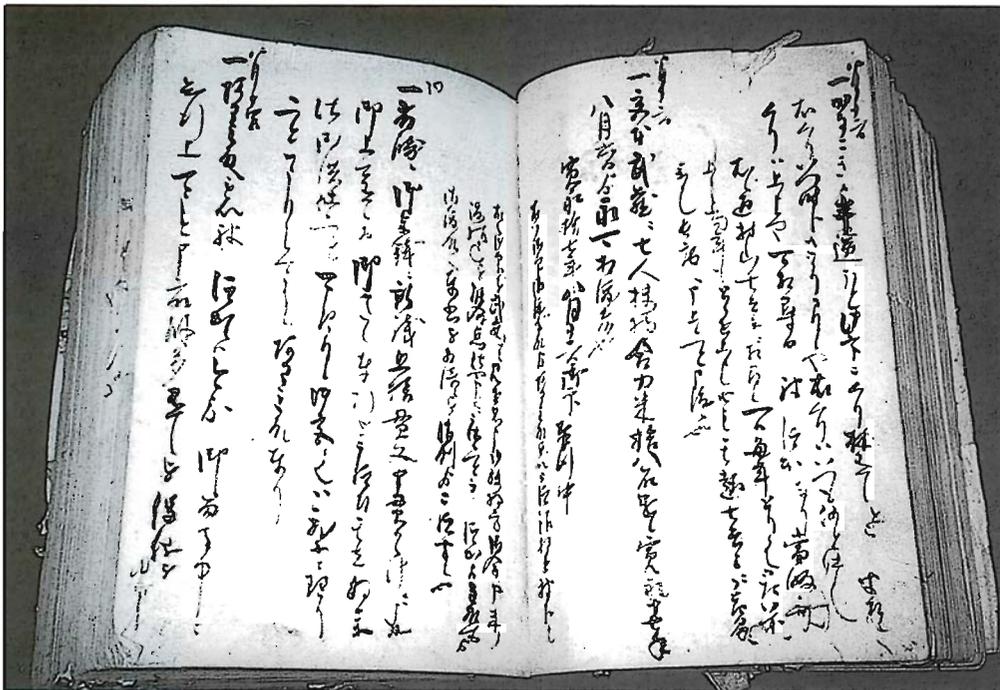


写真1



写真2

主の「御印」が捺された扶持方・合力米の支給はその者の召抱えに通じる。「御印を武蔵に見せるな」とは、扶持方・合力米を支給しても家臣としての召抱えでないことを通告したものである。

実は武蔵は、前年（寛永十六年）の八月に突如松井氏の家司（家老）竹田氏に松井興長宛の書状を示し、興長への拝謁を打診している（八代市立博物館蔵竹田家文書）。「少し用がありましたのでやって参りました。熊本に逗留することになりましたら、あなた様のもとに参上し、用向きを申し上げたいと存じます。」と書いている。武蔵が松井興長に頼もうとした用向きとは何か。それは、仕官とまではいかなくとも、何とか老境の自分を細川家の方で世話してもらえないか、というようなものであったろうと推測される。

武蔵が松井氏に面会のアポイントを求め、藩主忠利から扶持方・合力米を給されるまでに丸一年を要している。細川家が武蔵の処遇に慎重であったのは、武蔵の養子伊織が仕えている小倉小笠原家と武蔵との関係に配慮したこともあろう。同時に、武蔵の知られざる前歴も関係しているように思える。詳細は次回「異説・巖流島」で述べるが、細川家はかつていわゆる巖流島の決闘として知られている私闘事件の一方の当事者である武蔵の罪状を不問に付し、藩外に送り出した経緯がある。その後の武蔵の長き漂泊もこの事件と関係しているように思える。

武蔵も細川家との直接の接触を断っていたと思えるが、何らかの事情で小笠原家に居づらくなったのであろう。先の松井興長宛書状によると、小笠原家を出た武蔵は上方・江戸を廻った後、細川家の家老松井氏のもとを訪れる。そこには細川家に一縷の望みを託した武蔵の姿が想像できる。細川

家は老境の武蔵を見捨てなかった。藩主忠利は家臣としての召抱えは厳として拒みつつ、武蔵を七人扶持・合力米一八石と格付けした上で、すぐさま米三〇〇石を追加支給している。先の七人扶持・合力米一八石が細川家における武蔵の仮の身分的位置づけであるとするれば、年末支給の米三〇〇石は剣・書・絵など当代第一級の異能人に対する生活全般の保障といえる。

武蔵は細川家からこれだけの現米支給を受けるような関係にはない。この二度にわたる現米支給は絶大な藩主実権をふるっていた忠利だからこそ可能であった処遇である。藩主忠利がこの後急逝すると、「阿部一族」事件にみるように、忠利取立ての新参家臣は微妙な政治状況のもとに置かれる。武蔵も新藩主のもとで微妙な状態に置かれたであろう。しかし、次の藩主光尚によって武蔵に対する毎年の米三〇〇石支給は継続される。武蔵は細川家の恩義に報いることを強く意識したものと思える。

武蔵晩年の著作とされる『五輪書』は、自分の生涯に対する存在証明の書であり、また自分を世話してくれた細川家に対する恩義の書ともいえる。

（よしむら とよお 文学部教授）